

## 令和3年度 第4回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和3年 7月26日 (月)			
開 催 場 所	今帰仁村役場2階 第1会議室			
開 催 日 時	令和3年	7月26日	午後	1時 37分 開 会
	令和3年	7月26日	午後	3時 37分 閉 会
出 席 委 員	1 番	米須 清和	6 番	宮嶋 扶喜子
	2 番	平安山 良也	7 番	内間 正樹
	3 番	與那嶺 清	8 番	仲宗根 和盛
	4 番	大竹 恭弘		
欠席委員番号	5 番	大城 司		
議事録署名委員	6 番	宮嶋 扶喜子	8 番	仲宗根 和盛

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和3年度 第4回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>5番 大城 司(おおしろ つかさ) 委員から欠席の届出がありました。委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、6番 宮嶋 扶喜子（みやじま ふきこ）委員、8番 仲宗根 和盛（なかそね かずもり）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用状況調査（8/1調査）について
議 長 （日程第4）	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。  議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第21号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第22号 非農地証明願いについて 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第24号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について  以上です。  本日の提案された議案第20号から第25号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが13件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。

	休憩 再開	午後 1時 42分 午後 2時 46分
議 長		<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>それでは私のほうから議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、2ページにあります【別添】「3条調査書」及び当該地元委員による申請内容の確認を踏まえ、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。</p>
議 長		<p>ただ今、説明がありました議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑はございませんか。</p>
		(質疑なし)
議 長		<p>議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。</p>
		(異議なしの声あり)
議 長		<p>議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第21号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>それでは、私のほうから議案第21号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第21号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係及び所有権移転関係の内容を説明)</p>

	事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました議案第21号「農用地利用集積計画の意見決定について」4ページの利用権設定等関係整理番号1番から6番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委員	議案第21号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号1番から6番については、今帰仁村が設定した下限面積5,000㎡以上の農地を利用権設定する新規就農者で、令和3年7月19日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。
議長	続きまして、議案第21号「農用地利用集積計画の意見決定について」4ページの利用権設定等関係整理番号7番から13番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委員	議案第21号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号7番から13番については、今帰仁村が設定した下限面積5,000㎡以上の農地を利用権設定する新規就農者で、令和3年7月19日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。
議長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
委員	今回、所有権移転で嘱託登記する案件はありますか。
事務局	今月はないです。現在、6月総会許可の案件で嘱託登記手続きしているのが2件あります。
委員	一応、嘱託登記を事務局がやる方針になったんですが、申請を全部受け付けるのか、条件を付けて受け付けるのか、周知をするのか決まっていますか。

事務局	受け付け制限する予定は今のところなく、様子を見ながら決めていこうと思っています。周知についてはまだ決まってないです。
事務局	今のところ、手数料に関する条例を改正していないので、近隣の市町村を確認しながら進めていこうかと。今は申請きたら受付という形です。
委員	自分の字の農家には周知していこうと思っているので、方向性を早く決めてほしいです。基盤法での所有権移転の申請も要件や制限を決めて、優秀な農家だけ嘱託登記受けさせて差別化していくとか。
事務局	そうですね。他の市町村を見ると認定農家だけに限定する要件があったりするの、それらを参考にしたいと思います。
委員	基準や方向性を決めて、周知できるようにしてほしいです。
事務局	わかりました。
議長	よろしいでしょうか。議案第21号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第21号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。  続きまして議案第22号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから議案第22号「非農地証明願いについて」説明いたします。  (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明)  以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認書等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。

議 長	ただ今、説明がありました議案第22号「非農地証明願いについて」質疑はございませんか。
委 員	現況説明の「農地法施行以前」という説明は、「沖縄県復帰以前」がいいのでは？
事 務 局	わかりました。修正をお願いします。
議 長	よろしいでしょうか。議案第22号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第22号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。  続きまして議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」説明いたします。  (議案書に基づいて議案第23号整理番号1番について内容を説明)  事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和3年7月19日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。面積については気になるかと思いますが、その点については皆様のご配慮をお願いします。以上です。

議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」は原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第24号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。こちらは議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番との同時申請になっておりますので、併せて説明したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第24号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第24号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第24号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第24号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については、令和3年7月19日に申請者と面接を行いました。

		申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。これに関しても、面積が 500 m <sup>2</sup> 以上になっています。皆さんの方でも検討をお願いします。以上です。	
議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。	
委	員	今回の譲渡人は不動産業者で、建物を建てずに土地を売ることは農地法の許可基準から外れることになりかねませんが、コロナの影響でやむを得ないと言われると仕方ないので。今後の取扱い等については、県とも協議して適正に慎重に取り扱ってほしいです。	
事	務	局	わかりました。
議	長	よろしいでしょうか。議案第 2 4 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番について異議はございませんか。	
		(異議なしの声あり)	
議	長	議案第 2 4 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。  続きまして議案第 2 4 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 2 番から 5 番について審議したいと思います。こちらは一体計画となっておりますので、併せて説明したいと思います。事務局の説明をお願いします。	
事	務	局	それでは、私のほうから議案第 2 4 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 2 番から 5 番について説明いたします。  (議案書に基づいて議案第 2 4 号整理番号 2 番から 5 番について内容を説明)  申請内容については県と調整済みです。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 2 4 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 2 番から 5 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。	



委員	<p>議案第24号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番から5番については、令和3年7月19日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>議案第24号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番から5番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第24号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番から5番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第24号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号6番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第24号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号6番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第24号整理番号6番について内容を説明)</p> <p>申請内容については県と調整済みです。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第24号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号6番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第24号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号6番については、令和3年7月19日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。</p>

議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について質疑はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第24号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号6番について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第24号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号6番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第25号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和3年7月19日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について質疑はございませんか。

		(質疑なし)
議	長	議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	局
		<p>それでは私のほうから、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については、令和3年7月19日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
		(質疑なし)

議 長	議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	<p>議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については、令和3年7月19日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
	(質疑なし)

議 長	<p>議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局からの説明及び議案第24号整理番号1番の審議の際に面接対応委員からの報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	(質疑なし)
議 長	<p>議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について、異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については原案通り可決決定いたします。</p>

	<p>続きまして議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番については、令和3年7月19日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について質疑はございませんか。</p>
	(質疑なし)
議長	<p>議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について、異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番については原案通り可決決定いたします。</p>



議 長	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。          次回の農業委員会総会は令和3年8月25日（水）を予定しています。          これにて令和3年度第4回総会を閉会します。</p>
	閉会時刻 午後 3時 37分
	会長 内間 正樹 印
	議事録署名委員
	印
	印